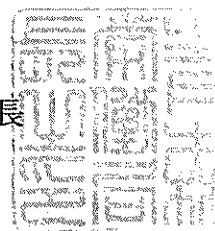




青勞発基 0529 第 2 号  
平成 29 年 5 月 29 日

関係団体各位

青 森 労 働 局 長



### 建設工事における労働安全衛生法の遵守及び労働災害防止について（要請）

労働行政の推進につきまして、日頃から御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当局及び各労働基準監督署におきましては、建設工事における労働安全衛生法の遵守及び労働災害防止を図らせるため、建設工事に係る監督指導を実施しているところですが、この度、平成 28 年度における当該監督指導結果（木造家屋等低層住宅建築工事以外の分）を別紙のとおり取りまとめたところです。

平成 28 年度における当該監督指導結果によりますと、多くの建設工事において労働安全衛生法違反が認められ、また、死亡災害等重篤な労働災害の発生原因となり得る違反も多く認められたところです。

また、平成 28 年の県内の労働災害発生状況をみると、前年に比べて大幅に増加しており、特に建設業では前年比 21%増加しています。

つきましては、貴殿におきまして、貴団体の会員事業場等に対し、別紙の内容について周知していただきますとともに、建設工事における労働安全衛生法の遵守及び労働災害防止のために必要な特に下記の措置等の実施を指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### 記

- 1 元方事業者について
  - (1) 関係請負人に対して労働安全衛生関係法令違反をしないよう必要な指導等を行うこと。
  - (2) 協議組織の設置・開催、関係請負人との連絡・調整、作業場所の巡視等を行うこと。

(3) 足場等について、関係請負人に使用させるときは、労働災害を防止するための必要な措置を講ずること。

2 車両系建設機械について

- (1) あらかじめ作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行うこと。
- (2) 接触危険箇所に労働者を立ち入らせないこと、又は誘導者を配置して誘導させること。
- (3) 運転位置から離れるときは、バケット等の作業装置を地上におろす、及び原動機を止めるなどの逸走を防止する措置を講じさせること。
- (4) 荷のつり上げ等の主たる用途以外の用途に使用しないこと。
- (5) 定期（1年及び1か月以内ごとに1回）自主検査及び作業開始前点検を行うこと。

3 墜落防止について

高さ2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落危険箇所に、囲い、手すり、覆い等を設けること。

4 通路・足場について

- (1) 作業場に通ずる場所及び作業場内に、安全な通路を設けること。
- (2) 足場の高さ2メートル以上の作業床に、手すり等を設けるなどの必要な措置を講ずること。

5 移動式クレーンについて

あらかじめ作業の方法、転倒を防止するための方法並びに労働者の配置及び指揮の系統を定めること。

担当

労働基準部 監督課

電話 017-734-4112

## 平成 28 年度建設工事(木造家屋等低層住宅建築工事以外)監督指導結果

## 1 監督指導の状況

建設工事の種類別	全体	建築工事	土木工事
対象現場数	148	103	45
違反現場数	106	74	32
違反率	71.6%	71.8%	71.1%
使用停止等命令現場数 (違反現場数に対する割合)	16 (15.1%)	12 (16.2%)	4 (12.5%)

## 【全体(建築工事と土木工事の合計)】

→ 148 現場に監督指導を実施し、このうち 106 現場で労働安全衛生法違反が認められた(違反率 71.6%)。

また、違反が認められた 106 現場のうち、16 現場で行政処分(使用停止等命令(\*))を行った。

## 【建築工事】

→ 103 現場に監督指導を実施し、このうち 74 現場で労働安全衛生法違反が認められた(違反率 71.8%)。

また、違反が認められた 74 現場のうち、12 現場で行政処分(使用停止等命令)を行った。

## 【土木工事】

→ 45 現場に監督指導を実施し、このうち 32 現場で労働安全衛生法違反が認められた(違反率 71.1%)。

また、違反が認められた 32 現場のうち、4 現場で行政処分(使用停止等命令)を行った。

\* 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、事業者等がその講ずべき措置を怠って法に違反している場合に、それらを是正させるため、作業停止、建設物等の使用停止等を命じることができる旨、労働安全衛生法第 98 条において規定されている。

今回の行政処分を行った 16 現場のうち、そのほとんど(15 現場)が、足場や通路等における墜落防止に係るもの(手すり・中さん、囲い等未設置)であった。

## 2 主な労働安全衛生法違反の状況(詳細は別添のとおり)

建設工事の種別 項目	全 体			建 築 工 事			土 木 工 事		
	該 当 現場数	違 反 現場数	違 反 率	該 当 現場数	違 反 現場数	違 反 率	該 当 現場数	違 反 現場数	違 反 率
元 方 事 業 者	119	66	55.5%	90	55	61.1%	29	11	37.9%
車 両 系 建 設 機 械	57	33	57.9%	25	14	56.0%	32	19	59.4%
墜 落 防 止	94	30	31.9%	72	23	31.9%	22	7	31.8%
通 路 ・ 足 場	107	36	33.6%	81	29	35.8%	26	7	26.9%

※ 「該当現場数」は、「項目」(元方事業者、車両系建設機械等)の措置をとる必要があった現場の数、「違反現場数」は、該当現場数のうち、必要な措置をとっていなかった現場の数を表す。

### 【項目ごとの具体的違反内容の例】

- 元方事業者(いわゆる元請業者に係る措置)
  - ・ 関係請負人(下請事業者)に対して労働安全衛生関係法令違反をしないよう必要な指導等を行っていない。
  - ・ 協議組織の設置・開催、関係請負人との連絡・調整、作業場所の巡視等を行っていない。
  - ・ 足場等について、関係請負人に使用させるときに、労働災害を防止するための必要な措置を講じていない。
- 車両系建設機械
  - ・ あらかじめ作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行っていない。
  - ・ 接触危険箇所に労働者を立ち入らせている、又は誘導者を配置して誘導させていない。
  - ・ 運転位置から離れるときに、バケット等の作業装置を地上におろす、又は原動機を止めるなどの逸走を防止する措置を講じさせていない。
  - ・ 荷のつり上げ等の主たる用途以外の用途に使用している。
  - ・ 定期(1年及び1か月以内ごとに1回)自主検査又は作業開始前点検を行っていない。
- 墜落防止
  - ・ 高さ2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落危険箇所に、囲い、手すり、覆い等を設けていない。
- 通路・足場
  - ・ 作業場に通ずる場所及び作業場内に、安全な通路を設けていない。
  - ・ 足場の高さ2メートル以上の作業床に、手すり等を設けるなどの必要な措置を講じていない。

## 平成28年度建設工事(木造家屋等低層住宅建築工事以外)監督指導結果

## 1 労働安全衛生法違反の内容

## (1)全体(148現場)

法違反の内容		安衛法	安衛則等	該当現場数	違反現場数	違反率(%)	
作業主任者	型枠支保工組立て等	14	246	73	17	23%	
	地山掘削		359	10	0	0%	
	土止め支保工		374	15	0	0%	
	建築物等鉄骨組立て等		517の4	4	0	0%	
	足場組立て等		565	14	0	0%	
	氏名等周知		18	54	1	2%	
	職務の履行			67	13	19%	
			50	4	8%		
特定元方事業者等	店社安全衛生管理者	15の3	18の6~8、20	119	66	55%	
	元方事業者の講ずべき措置	29		29	0	0%	
	協議組織・連絡調整・巡視・教育	30	635~638	116	57	49%	
	特別規制	作業床等	31	653	64	17	27%
		架設通路		654	44	4	9%
		足場		655	65	19	29%
		作業構台		655の2	19	0	0%
	その他			17	2	12%	
特定元方事業者報告	100	664	80	1	1%		
特別教育	59	36	48	1	2%		
就業制限	クレーン	61	令20・6号	83	1	1%	
	移動式クレーン		令20・7号	1	0	0%	
	小型移動式クレーン		令20・7号	35	0	0%	
	ガス溶接		令20・10号	19	0	0%	
	車両系建設機械		令20・12号	5	0	0%	
	不整地運搬車		令20・14号	45	0	0%	
	高所作業車		令20・15号	1	0	0%	
	玉掛け		令20・16号	9	0	0%	
				43	1	2%	
設置届・計画届	88	86、91	24	0	0%		
木工機械	接触予防装置	20	123、126	12	1	8%	
	規格に適合した機械等		27	8	0	0%	
	安全装置等の有効保持		28	6	0	0%	
車両系建設機械	作業計画等	20	154、155	57	33	58%	
	制限速度		156	56	11	20%	
	転落等の防止等		157	44	0	0%	
	接触防止		158	42	0	0%	
	運転位置離脱時の措置		160	55	7	13%	
	用途外使用		164	48	13	27%	
	定期自主検査等	45、20	167~171	40	6	15%	
土砂崩壊	作業箇所等の調査	21	355	26	3	12%	
	掘削面の勾配		356、357	18	1	6%	
	地山の点検		358	16	1	6%	
	地山の崩壊等による危険防止		361	16	0	0%	
	埋設物等による危険防止		362	14	0	0%	
	掘削機械等の危険防止		363~365	12	0	0%	
	保護帽の着用		366	15	0	0%	
	土止め支保工	20	368~373	23	1	4%	
			8	1	13%		

法違反の内容		安衛法	安衛則等	該当現場数	違反現場数	違反率(%)
墜落防止				94	30	32%
	作業床の設置等	21	518	64	3	5%
	手すり等の設置等		519	78	21	27%
	昇降設備の設置		526	72	7	10%
	移動はしご	20	527	33	2	6%
	脚立		528	40	1	3%
	保護帽の着用	21	539	74	2	3%
ロープ高所作業	539の2~9		10	1	10%	
通路・足場				107	36	34%
	通路	23	540	87	9	10%
	架設通路	20	552	50	4	8%
	足場材料等		559~561	70	0	0%
	最大積載荷重		562	72	2	3%
	作業床		563	73	21	29%
	足場の組立て等の作業		564	48	9	19%
	足場の点検		567、568	70	8	11%
鋼管足場	570、571		63	4	6%	
作業構台				13	0	0%
最大積載荷重	20	575の4	13	0	0%	
組立図		575の5	13	0	0%	
その他		575の2・3、575の6~8	12	0	0%	
移動式クレーン				47	6	13%
	規格・基準に適合したものの使用	20	27、ク64	47	0	0%
	作業方法等の決定		ク66の2	47	5	11%
	転倒の防止		ク70の3~5	45	0	0%
	運転の合図		ク71	47	0	0%
定期自主検査等	45、20		ク76~80	44	2	5%
電気による危険防止	20	329~353	52	16	31%	
ガス溶接等				9	3	33%
	通風等不十分な場所における作業	20	262	4	0	0%
ガス等の容器	263		9	3	33%	
防じんマスク等の使用	22	粉27	17	8	47%	
有機溶剤				5	4	80%
	設備	22	有5、6	5	3	60%
防毒マスク等の使用	有33		5	2	40%	
酸欠等				3	0	0%
	作業環境測定等	65	酸欠3	3	0	0%
	換気	22	酸欠5	3	0	0%

## (2) 建築工事 (103現場)

法違反の内容		安衛法	安衛則等	該当 現場数	違反 現場数	違反率 (%)	
作業主任者				55	14	25%	
	型枠支保工組立て等	14	246	10	0	0%	
	地山掘削		359	4	0	0%	
	土止め支保工		374	1	0	0%	
	建築物等鉄骨組立て等		517の4	14	0	0%	
	足場組立て等		565	45	1	2%	
	氏名等周知		18	50	11	22%	
職務の履行				35	3	9%	
特定元方事業者等				90	55	61%	
	店社安全衛生管理者	15の3	18の6~8、20	19	0	0%	
	元方事業者の講ずべき措置	29		87	46	53%	
	協議組織・連絡調整・巡視・教育	30	635~638	77	11	14%	
	特別規制	作業床等 架設通路 足場 作業構台 その他	31	653	51	14	27%
				654	39	4	10%
				655	57	19	33%
655の2				15	0	0%	
特定元方事業者報告	100	664	60	1	2%		
特別教育	59	36	31	1	3%		
就業制限				47	0	0%	
	クレーン	61	令20-6号	1	0	0%	
	移動式クレーン		令20-7号	20	0	0%	
	小型移動式クレーン		令20-7号	6	0	0%	
	ガス溶接		令20-10号	5	0	0%	
	車両系建設機械		令20-12号	21	0	0%	
	不整地運搬車		令20-14号	0	0	-	
	高所作業車		令20-15号	9	0	0%	
玉掛け	令20-16号		20	0	0%		
設置届・計画届	88	86、91	18	0	0%		
木工機械				12	1	8%	
	接触予防装置	20	123、126	8	0	0%	
	規格に適合した機械等		27	6	0	0%	
安全装置等の有効保持	28		12	1	8%		
車両系建設機械				25	14	56%	
	作業計画等	20	154、155	24	6	25%	
	制限速度		156	20	0	0%	
	転落等の防止等		157	19	0	0%	
	接触防止		158	24	2	8%	
	運転位置離脱時の措置		160	20	6	30%	
	用途外使用		164	12	1	8%	
定期自主検査等	45、20	167~171	25	5	20%		
土砂崩壊				7	0	0%	
	作業箇所等の調査	21	355	3	0	0%	
	掘削面の勾配		356、357	3	0	0%	
	地山の点検		358	3	0	0%	
	地山の崩壊等による危険防止		361	2	0	0%	
	埋設物等による危険防止		362	2	0	0%	
	掘削機械等の危険防止		363~365	3	0	0%	
	保護帽の着用		366	6	0	0%	
土止め支保工	20	368~373	1	0	0%		

法違反の内容		安衛法	安衛則等	該当現場数	違反現場数	違反率(%)
墜落防止				72	23	32%
	作業床の設置等	21	518	52	2	4%
	手すり等の設置等		519	62	18	29%
	昇降設備の設置		526	55	4	7%
	移動はしご	20	527	25	0	0%
	脚立		528	33	1	3%
	保護帽の着用	21	539	57	2	4%
ロープ高所作業	539の2~9		6	0	0%	
通路・足場				81	29	36%
	通路	23	540	63	5	8%
	架設通路	20	552	44	4	9%
	足場材料等		559~561	59	0	0%
	最大積載荷重		562	61	2	3%
	作業床		563	61	19	31%
	足場の組立て等の作業		564	38	7	18%
	足場の点検		567、568	59	8	14%
鋼管足場	570、571		53	4	8%	
作業構台				11	0	0%
	最大積載荷重	20	575の4	11	0	0%
	組立図		575の5	11	0	0%
	その他		575の2・3、575の6~8	10	0	0%
移動式クレーン				23	2	9%
	規格・基準に適合したものの使用	20	27、ク64	23	0	0%
	作業方法等の決定		ク66の2	23	2	9%
	転倒の防止		ク70の3~5	23	0	0%
	運転の合図		ク71	23	0	0%
	定期自主検査等		45、20	ク76~80	22	0
電気による危険防止	20	329~353	40	13	33%	
ガス溶接等				9	3	33%
	通風等不十分な場所における作業 ガス等の容器	20	262 263	4 9	0 3	0% 33%
防じんマスク等の使用	22	粉27	13	5	38%	
有機溶剤 酸素欠乏等				4	4	100%
	設備 防毒マスク等の使用	22	有5、6 有33	4 4	3 2	75% 50%
作業環境測定等				2	0	0%
	作業環境測定等 換気	65 22	酸欠3 酸欠5	2 2	0 0	0% 0%



## (3)土木工事(45現場)

法違反の内容		安衛法	安衛則等	該当 現場数	違反 現場数	違反率 (%)	
作業主任者				18	3	17%	
	型枠支保工組立て等	14	246	0	0	-	
	地山掘削		359	11	0	0%	
	土止め支保工		374	3	0	0%	
	建築物等鉄骨組立て等		517の4	0	0	-	
	足場組立て等		565	9	0	0%	
	氏名等周知		18	17	2	12%	
	職務の履行			15	1	7%	
				29	11	38%	
特定元方事業者等	店社安全衛生管理者	15の3	18の6~8、20	10	0	0%	
	元方事業者の講ずべき措置	29		29	11	38%	
	協議組織・連絡調整・巡視・教育	30	635~638	27	3	11%	
	特別規制	31	作業床等	653	13	3	23%
			架設通路	654	5	0	0%
			足場	655	8	0	0%
			作業構台	655の2	4	0	0%
	その他		7	0	0%		
特定元方事業者報告	100	664	20	0	0%		
特別教育	59	36	17	0	0%		
				36	1	3%	
就業制限	クレーン	61	令20・6号	0	0	-	
	移動式クレーン		令20・7号	15	0	0%	
	小型移動式クレーン		令20・7号	13	0	0%	
	ガス溶接		令20・10号	0	0	-	
	車両系建設機械		令20・12号	24	0	0%	
	不整地運搬車		令20・14号	1	0	0%	
	高所作業車		令20・15号	0	0	-	
	玉掛け		令20・16号	23	1	4%	
設置届・計画届	88	86、91	6	0	0%		
木工機械				0	0	-	
	接触予防装置	20	123、126	0	0	-	
	規格に適合した機械等		27	0	0	-	
	安全装置等の有効保持		28	0	0	-	
車両系建設機械				32	19	59%	
	作業計画等	20	154、155	32	5	16%	
	制限速度		156	24	0	0%	
	転落等の防止等		157	23	0	0%	
	接触防止		158	31	5	16%	
	運転位置離脱時の措置		160	28	7	25%	
	用途外使用		164	28	5	18%	
	定期自主検査等		45、20	167~171	32	5	16%
土砂崩壊				19	3	16%	
	作業箇所等の調査	21	355	15	1	7%	
	掘削面の勾配		356、357	13	1	8%	
	地山の点検		358	13	0	0%	
	地山の崩壊等による危険防止		361	12	0	0%	
	埋設物等による危険防止		362	10	0	0%	
	掘削機械等の危険防止		363~365	12	0	0%	
	保護帽の着用		366	17	1	6%	
	土止め支保工	20	368~373	7	1	14%	

法違反の内容		安衛法	安衛則等	該当現場数	違反現場数	違反率(%)
墜落防止				22	7	32%
	作業床の設置等	21	518	12	1	8%
	手すり等の設置等		519	16	3	19%
	昇降設備の設置		526	17	3	18%
	移動はしご	20	527	8	2	25%
	脚立		528	7	0	0%
	保護帽の着用	21	539	17	0	0%
ロープ高所作業	539の2~9		4	1	25%	
通路・足場				26	7	27%
	通路	23	540	24	4	17%
	架設通路		552	6	0	0%
	足場材料等	20	559~561	11	0	0%
	最大積載荷重		562	11	0	0%
	作業床		563	12	2	17%
	足場の組立て等の作業		564	10	2	20%
	足場の点検		567、568	11	0	0%
鋼管足場	570、571		10	0	0%	
作業構台				2	0	0%
	最大積載荷重	20	575の4	2	0	0%
	組立図		575の5	2	0	0%
	その他		575の2・3、575の6~8	2	0	0%
移動式クレーン				24	4	17%
電気による危険防止	規格・基準に適合したものの使用	20	27、ク64	24	0	0%
	作業方法等の決定		ク66の2	24	3	13%
	転倒の防止		ク70の3~5	22	0	0%
	運転の合図		ク71	24	0	0%
	定期自主検査等	45、20	ク76~80	22	2	9%
ガス溶接等				0	0	-
防じんマスク等の使用	通風等不十分な場所における作業	20	262	0	0	-
	ガス等の容器		263	0	0	-
有機溶剤酸素欠乏等				22	3	75%
	設備	22	有5、6	1	0	0%
	防毒マスク等の使用		有33	1	0	0%
作業環境測定等				1	0	0%
	作業環境測定等	65	酸欠3	1	0	0%
換気	22	酸欠5	1	0	0%	

## 2 使用停止等命令件数

安衛法	安衛則等	法違反の内容		元請	下請	合計
21	356	土砂崩壊	掘削面の勾配	0	1	1
20	371		土止め支保工	0	0	0
21	518	墜落防止	作業床の設置等	0	0	0
	519		手すり等の設置等	5	17	22
20	552	通路・足場	架設通路	0	2	2
	563		作業床	1	0	1
	570		鋼管足場	0	0	0
31	653	事 特 業 定 者 元 等 方 特 別 規 制	作業床等	11		11
	654		架設通路	3		3
	655		足場	1		1
20	27、ク64	移動式クレーン	規格・基準に適合したものの使用	0	0	0
その他				0	0	0
合計				21	20	41